

水道局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 概要

年間の休暇取得状況の確認をしていた際に、改ざんが疑われる領収書を発見し、調査をしたところ、職員が令和2年度から令和6年度にかけて、通院していない日に病気休暇を不正に取得していたことが判明しました。

改ざんにより取得した病気休暇は、通算30回、41日2時間になり、合計2,906,588円の給与を不正に受給しました。

なお、職員が不正取得した給与は水道局に納付され、全額返納済です。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容	処分日
水道局	事務職員	50代	免職 (退職手当全額不支給)	12月23日

※本処分については、令和7年12月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考: 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 管理監督者処分

当該職員の直属の管理監督者であった次の6名を管理監督者処分としました。

- 部長級 管理者文書訓戒
- 課長級 管理者文書訓戒
- 係長級 管理者文書訓戒
- 係長級(2名) 管理者口頭厳重注意
- 職員 管理者口頭厳重注意

4 武居 秀頭 総務部長コメント

不祥事防止に向けて全市的に取り組んでいる最中に、当局職員がこのような不祥事を起こしてしまったことを重く受け止めるとともに、市民の皆さんに心からお詫び申し上げます。

再発防止に向け、水道局全職員が服務規律の遵守をあらためて自覚するとともに、市民の皆様の信頼回復に局を挙げて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

水道局人事課 Tel 045-671-3109